十　法第百二十六条の二第二項第三号に規定する金融商品取引業者に係る顧客からの預り金（金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十二条第一項に規定する別紙様式第十二号の貸借対照表に記載された顧客からの預り金をいう。）のうち金融商品取引法第七十九条の五十六第一項の規定に基づく支払の対象となる債権に係る部分

十一　法第百二条第三項又は第百二十六条の二第四項に規定する社債及び金銭の消費貸借に係る負債

十二　短資業者（令第二十九条の二に規定する短資業者をいう。第三十六条第四項において同じ。）の負債のうち金融庁長官が定める負債

十三　その他前各号に掲げるものに準ずるものとして金融庁長官が定める負債

（納付金融機関がその経営を支配している法人）

第三十五条の十四　法第百二十六条の三十九第四項に規定する納付金融機関（同項に規定する納付金融機関をいう。）がその経営を支配している法人として内閣府令・財務省令で定めるものは、当該納付金融機関の金融機関等子法人等（当該納付金融機関の子会社を除く。）とする。

（納付金融機関等の負債）

第三十五条の十五　法第百二十六条の三十九第四項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類上の負債は、銀行法施行規則第十八条第四項に規定する別紙様式第五号の二若しくは同令第三十四条の二十四第二項に規定する別紙様式第十二号、長期信用銀行法施行規則第十七条第四項に規定する別紙様式第三号の二若しくは同令第二十五条の七第二項に規定する別紙様式第九号、信用金庫法施行規則第百三十一条第二項に規定する別紙様式第十三号の二若しくは第十四号の二、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十八条第二項に規定する別紙様式第九号の二若しくは第十号の二、労働金庫法施行規則第百十三条第二項に規定する別紙様式第九号の二若しくは第十号の二、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十一条第四項に規定する別紙様式第四号、保険業法施行規則第五十九条第五項に規定する別紙様式第七号の三若しくは同令第二百十条の十第二項に規定する別紙様式第十五号、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の十二第一項に規定する別紙様式第十七号の四若しくは同令第二百八条の二十三第一項に規定する別紙様式第十七号の五若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した連結貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されている負債とする。

（連結負債合計額に占める割合）

第三十五条の十六　法第百二十六条の三十九第四項に規定する内閣府令・財務省令で定める割合は、同項に規定する納付金融機関等の連結負債合計額（同項に規定する連結負債合計額をいう。以下この項において同じ。）に係る当該納付金融機関等に該当する各金融機関等の個別帰属負債額（同条第一項に規定する特定負担金を納付すべき日を含む連結事業年度の直前の連結事業年度の連結負債合計額のうち当該納付金融機関等に該当する各金融機関等に帰せられるものをいう。以下この項において同じ。）の合計額のうちに占める当該納付金融機関等に該当する各金融機関等の個別帰属負債額の割合とする。

2　前項の割合の計算に関し必要な事項については、別に金融庁長官が定める。

（事業譲渡等の場合に催告を要しない債権者）

第三十五条の十七　令第三十条に規定する債権者で内閣府令・財務省令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者、保険契約に係る債権者及び令第二十九条の五第五号から第七号までに掲げる者とする。

（金融システムと関連性を有する取引）

第三十五条の十八　法第百三十七条の三第一項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引又はこれに準ずる取引で金融機関又は金融機関等を当事者の一方とする契約に係る取引とする。

（特定解除等）

第三十五条の十九　法第百三十七条の三第二項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、契約に係る取引を行っている当事者の一方に関連措置等（同条第一項に規定する関連措置等をいう。）が講じられた場合に、当該当事者の双方の意思にかかわらず、当該関連措置等が講じられた時において、当該契約に係る取引について生ずる次に掲げるものとする。

一　当該関連措置等が講じられた時における当該取引のそれぞれに係る評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間における一の債権又は一の債務となること。

二　当該当事者間における債務がその対当額につき消滅すること。

第三十六条第三項中「金融機関」の下に「又は法第百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等」を、「第百四条第一項」の下に「又は第百二十六条の二十一第一項」を加え、同条第四項中「金融機関及び銀行持株会社等（」を「金融機関等（法第百二十六条の二第二項第一号に規定する外国銀行支店、同項第二号に掲げる者、同項第三号に規定する指定親会社、同項第四号に規定する証券金融会社、短資業者、金融商品取引法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者及び」に改め、「第二十三条」の下に「若しくは第三十五条の九」を、「第二十九条の五まで」の下に「若しくは第三十五条の六から第三十五条の八まで」を、「第六十条第二項」の下に「（第百二十六条の三十一において準用する場合を含む。）」を加え、「及び附則第十五条の四第七項」を、「第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）並びに第百二十六条の二十八第七項（法第百二十六条の三十八第五項及び附則第十五条の四の二第五項」に、「又は法第百八条の二第三項」を「、法第百八条の二第三項」に改め、「同条第七項の規定により」の下に「法第百五条第三項に規定する」を加え、「は（前項の規定により金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出する場合を除く。）、金融機関又は銀行持株会社等」を「又は法第百二十六条の二十五第三項（法第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）、第百二十六条の二十六第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは同条第七項の規定により法第百二十六条の二十二第五項に規定する経営健全化計画を金融庁長官に提出するとき（前項の規定により金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出する場合を除く。）は、金融機関等」に改める。

第三十七条中「金融機関及び銀行持株会社等」を「金融機関等」に改め、「第六十一条第一項」の下に「若しくは第百二十六条の二十九第一項」を加え、「法第百八条の三第一項若しくは第五項」を「第百八条の三第一項若しくは第五項、第百二十六条の二十五第一項、第百二十六条の二十六第一項若しくは第五項」に、「当該金融機関」を「当該金融機関等」に、「又は労働金庫連合会」を「、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」に改め、「株式会社商工組合中央金庫」の下に「又は商工組合子法人等である場合」を加える。

附則第一条の二中「第三十七条第三項」を「第六十六条第二項」に改める。

附則第三条の三の次に次の一条を加える。

（危機対応勘定で経理する業務等）

第三条の三の二　法附則第十五条の二第三項の規定により読み替えて適用する法第四十条の二第二号、第百二十二条第一項及び第百二十六条の三十九第一項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、特別監視金融機関等について設けた承継勘定（法附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定をいう。）に係るものとする。

別紙様式第2の備考1中「又は労働金庫法施行規則第113条第1項」を「、労働金庫法施行規則第113条第1項又は経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第82条第1項」に改める。